

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第一號 第四十三卷

昭和十一年七月一日發行

論叢

地方税に適當なる税種……………法學博士 神戸正雄
現下の土地問題と自作農創設事業……………經濟學博士 八木芳之助
フィシヤア利子説の難點……………文學博士 高田保馬

時論

日濠貿易の危機……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

世界大戦前の日本朝鮮及滿洲の金爲替本位制……………經濟學士 松岡孝兒
古典學派の貿易理論について……………經濟學士 松井清
チヌーネンの人口論……………經濟學士 菊田太郎

説苑

市町村に於ける國政事務費……………經濟學博士 汐見三郎

附録

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

現下の土地問題と自作農創設事業

八木芳之助

昭和五年の農業恐慌以來、その對策として我國の農業政策は、一面に於て農産物の價格政策に主力を注ぐと共に、他面に於て農村の自力更生策を重要視して來た。蓋し農業恐慌は農産物價格の激落、ひいて農産物價格と工業品價格、就中カルテル製品價格との間に、所謂缺狀價格差を惹起し、農家經濟を困窮せしめるからである。加之、農家の公租公課並に負債の利拂等に要する貨幣支出は、農産物價格の激落に應じて低下しないから、此等の支出は一層農家經濟に重壓を加ふることゝなつた。然るに獨占資本と小農の並存から發生する價格差、農家の租稅負擔過重、負債の重壓等を一朝にして除去することは不可能であるから、先づ以て農産物の價格を或る程度まで引上げるか、若くば少くとも之を安定せしめることを目標とする價格政策に主力が注がれることゝなつた。即ち米穀統制法、米穀自治管理法、産糶處理統制法、重要肥料業統制法は何れも此の價格政策の表現である。

次に農業恐慌對策として農村の自力更生策が要求された。この自力更生策に於ては先づ農民精

神の作興が高唱され、農村部落の持つ固有の美風たる隣保共助の精神を基礎とする村民の融和、即ち村民全體の喜びを共に喜び、苦難を共にする村民の心からの一致から、黨派的争を止め、地主小作の争を止め、眞の村の平和を齎すことが要望された。而して自力更生策は農業恐慌対策として、かゝる農民精神の作興の外に、農民の勤儉力行と農家經濟の自給化とを要望することとなり、之を有效ならしむるために各活動部面に於ける農民の協同化が促されることとなつた。

かゝる農産物價格政策が農業恐慌対策として不可避的であり、また農村の窮乏を緩和する上に或る程度まで貢獻したことは之を認むべきであらう。然るに我國の如く、地主が現物小作料の收得者として、又その販賣者として現はれる處では、農産物の價格政策は地主の利益と完全に一致する。否、單なる不耕地主として、農業者的役割若くば農企業者的役割を持たない現在の多數地主にとりては、經濟を通じて經濟を動かし得ない立場にあるから、勢ひ政治を通じて經濟を動かさんと企圖するに至り、從て地主は積極的に農産物價格政策を支持することとなる¹⁾。けれども斯かる現物小作料の存續は、農産物價格政策の利益を農業生産者に充分に均霑せしめ得ないといふ憾を伴ふ。されば農産物價格政策を有効に遂行せんとすれば、小作問題に對する對策を講じなければならぬ。即ち農産物價格政策の目標が農民生活の安定にありとする限り、この價格政策の遂行は當然に小作問題、ひいては土地問題の解決を要求するに至るものである。

次に自力更生策に於ても農民精神の作興、農民の勤儉力行、農家經濟の自給化等を遂行し、ま

1) 東畑精一氏、日本農業の展開過程、八七頁參照。

た農村經濟更生計畫にありても、増産とか、單なる販賣改善とかに終始してゐる限り、それらは比較的圓滑に行はれるであらう。けれども増産や單なる販賣改善に終始する農村經濟更生運動に於ては、小作料引下げの方向をとるよりも、寧ろ小作料の現行率維持に終るか、若くば小作料引上に終る可能性さへ具備しつゝある。今日に於ては「自力更生は先づ記帳から」とさへ言はれてゐるが、併し多數の農家は記帳の結果として、小作料の高いこと、租稅負擔の重いこと、また負債の多額なることを發見するであらう²⁾。農民の自力更生を阻む此等の障害は、農民の自力を越ゆるものとして、之が緩和又は除去を要求するに至ることは、自力更生運動の當然の歸結であらう。また自力更生運動に於ては、隣保共助の精神や農村民の心からの一致團結の必要が強調され、農村内部に於ては地主も小作もその争を止めよと高調されてゐるが、それにも拘らず、小作争議件數は逆に年々増加し、最近は一ケ年に五千件以上にも及び、しかも争議は從來の小作料の一時的減免に關するものから、土地返還を中心とするものに一轉し、愈々その深刻の度を加へつゝある³⁾。されば小作問題、ひいて土地問題の解決を圖ることは、農民生活の安定を目標とする農村經濟更生運動をして、有終の美を濟さしむる上に於ても絶對的に必要である。

二

かくの如く昭和五年の農業恐慌以來、その對策として、農産物價格政策と自力更生策とに重點が置かれて來たのであるが、今や兩政策を有効に遂行するためには、土地問題の解決にまで進出

2) 東浦庄治氏、農業政策の新動向(農業と經濟、第三卷第六號)一七頁。

3) 拙稿、最近に於ける小作争議の動向と小作立法(經濟論叢、第四十二卷第五號)參照。

することが不可避的となつた。併しこの土地問題は、單なる増産政策や販賣改善策と異り、農村の内部機構に觸れる問題であるから、この問題の解決には多くの摩擦を伴ふことを免れない。けれども農民生活を安定して、眞の農村平和を招致し、以て農村の社會不安を一掃するためには、今や何としても土地問題を解決するだけの覺悟と決心とを固めなければならぬ秋である。けれども今日の時局が要望する庶政一新が漸進的なるものたる限り、土地問題の解決もまた漸進的にして穩健なるものでなければならぬことは勿論である。

然らば斯かる意味の土地問題の解決策としては如何なる政策が存するであらうか。

惟うに土地問題の解決が、勤勞農民の生活安定策として要望される限り、それは農業經營の現狀とその發展傾向とを無視しては之を考ふるを得ない。農村人口が過剩であり、從て集約經營を必要とする我國に於ては、資本家的大農經營に向ふ傾向は殆ど窺はれず、また個人經營より共同經營に移る傾向も殆んど看取されない。素より個人的小農經營のもつ缺陷を補ふためには、先づ販賣、購買、信用等の流通部面に於て協同化が起され、次第に農業生産の準備的段階や農産物の加工等の方面に於て部分的共同作業として行はれるに至りつゝあることは之を認むべきも、固有の有機的農業生産部面が全面的に共同經營化される傾向は殆ど認め難く、從て近き將來に於ては我國の農業は尙ほ依然として個人經營として留保されるものと考へられる⁴⁾。されば土地問題の解決は、我國に於ては主として自家勞力に依存する個人的勞作經營を對象として行はるべきであら

4) 拙著、農村産業組合の研究(第四章、農業生産過程の協同化と産業組合)参照。

う。

我國の土地問題は個人的勞作經營を對象として解決さるべきものであるが、この際看過し得ないことは、我國の耕地面積は全國平均して農家一戸當一町一反に滿たず、五反未滿の農家戸數が全農家戸數の三四%強を占めるといふ事實である。都市近郊で集約的なる園藝的經營が行はれる場合には、五反未滿の耕地を以てするも、普通農家としての生計を維持し得るであらうが、一般の稻作地方では、斯かる小面積の耕地を以てしては一家の生計を維持するに足らない。されば斯かる零細農家にして、農業のみによつて生計を維持せんとすれば、單に小作關係が改善されたからと言つて、また假令全部のものが自作農になつたからと言つて喜んでゐるわけには行かない。彼等零細農をして農業のみによつて生計を維持せしめようとするれば、耕作地再分配の問題まで考へなければならぬ。然るに我國の耕地は、小作地たると自作地たるとを問はず、餘すところなく完全に利用されてゐるから、假令地主制を廢して全面的なる自作農制を布くとしても、それによつて耕地面積は毫も増加するものではない。されば零細農をして農業によつてのみ生計を維持せしめようとするれば、土地問題の解決には當然耕作地再分配の問題をも合せ考へなければならぬ。然るに小農經營の支配的なる我國に於ては、總農家戸數は五百六十一萬七千戸に上るも、三町以上五町未滿を耕す稍大農たる農家は十二萬九千戸存するに過ぎず、しかも其のうちの三六%は北海道にある。更に五町以上を耕す大農たる農家は僅に七萬六千戸に過ぎず、しかも其のうち

の八四%は北海道にある有様である。されば假令耕地を再分配するにしても、之によつて五反未満の零細農を全國平均の一町歩を耕す勞作經營にまで引上げ得るか否かは極めて疑問である。強ひて斯かる耕地再分配を敢行せんとするならば、既耕地を縮小される農家の側から強烈なる反對が起り、反つて農村生活に甚だしき攪亂を惹起する惧がある。従て土地問題の解決に際しては、斯かる零細農の問題をも合せ考ふべきであるが、併し彼等に對しては寧ろ生計補充の意味で適切な副業を奨励するとか、農村工業を興すとか、または移民を奨励するとかによつて、生計補充の途を選ぶことがより適切であらう。今日我々は農林省統計表からして、各道府縣には幾何の斯かる零細農が存在してゐるかは之を知り得るが、彼等が農業以外に如何なる生計補充の副業を有してゐるか、また彼等の幾割が都會附近に於て農業のみによつて生計を營みつゝあるかに關しては之を知り得る充分なる資料を有しない。されば斯かる方面の實證的研究を遂ぐることは、我國の土地問題の解決の上からも、極めて重要であると言はざるを得ない。

斯かる諸點を考慮したる上に於て、現下の土地問題を考ふるならば、その解決策としては如何なる政策が存するであらうか。

先づ第一に土地の國有化が考へられる。單なる架空的なる社會改革的議論としてはいざ知らず現實的なる農業政策として土地國有を斷行せんとすれば、國家が地主に對し一定の賠償金を支拂ふて其の所有地を收用し、現在の小作人には其の土地に對する使用收益權のみを認め、一定の使

5) 氣候の點よりして一家の生計を維持するために北海道に於ては本州、四國、九州よりもより廣き耕地を要することは明白である。即ち昭和九年に於ける内地總平均の農家一戸當耕地面積は1.07町なるに、北海道に於ては夫は4.74町となつてゐる。

用料の支拂によつて之を耕作せしむるより外に方法はない。この場合には、從來の地主對小作人の小作爭議は無くなるも、併しそれは變形されて國家對小作人の爭議となつて現れる虞がある。従てこの小作爭議を解決するためには、別に小作制度そのものゝ根本的改革を伴はなければならぬ。けれども土地國有を斷行するとなれば、國家は莫大なる經費を支出するを要することゝなるが、それは目下の我國の財政状態より考へて極めて實行困難である。されば土地國有化の提唱は現實に即しないものと言はざるを得ない。

第二は現在の小作制度の存續は之を認めながら、これに伴ふ缺陷を小作法を以て除去し、以て小作農民の生活安定を圖らんとする方策である。小作法によつて小作權が確立され、且つ小作料が公正化される場合には、假令土地の所有權は與へられなくとも、小作人は小作地に對する愛重の念を増すであらう。蓋し土地愛撫の念は、ある程度まで占有權についても發生するからである。而して小作法の制定には、別段の費用を要しないから、政府にして之を制定するだけの決心さへすれば、之が實行は比較的容易であり、また土地問題の解決策としても相當大いなる價值を有するものである。併し此の場合には小作人は永久に小作人たらざるを得ない。小作立法に於て如何なる事項を規定すべきかに就いては既に論及したから、茲では之に觸れないこととする。

第三に考へられる土地問題の解決策は自作農創設維持政策である。今日小作問題が起るのは、土地の所有とその使用とが權利的に相分離し、一方に地主あり他方に小作人があつて、兩者がさ

6) 拙稿、最近に於ける小作爭議の動向と小作立法（經濟論叢、第四十二卷第五號）參照。

五ヘクタール以下の小經營と百ヘクタール以上の大經營とに於て比較的優勢である。即ち二ヘクタール以下の過小農經營の占むる總面積のうちで、三七%四が小作地であり、二百ヘクタール以上の大農經營の占むる總面積のうちで、二四%八が小作地となつてゐる。⁸⁾然るに我國に於ては耕地總面積の五三%二が自作地にして、四六%七が小作地である。⁹⁾(昭和九年度)。獨逸に於ては自作地は耕地總面積の八八%を占むるも、我國に於てはそれは五三%に過ぎない。斯かる客觀的事情より考ふるならば、我國の自作農維持創設策としては、直ちに獨逸の世襲農場法を模倣することは出來ない。我々は我國の實狀に即した獨自の自作農創設維持策を案出しなければならない。

單に抽象的に考ふるならば、農政上、國民經濟上、社會社策上、自作農が小作農に優ることに就いては、何人も異論はなからう。然るに自作農創設事業に對しては、萬人の賛同を得がたいのは、我國に於ては小作地が比較的多く、從て大規模の自作農創設には相當なる國費を要し、然かも從來から實行され、或は發表されたる自作農創設策に於ては、自作農創設と小作法との有機的關係を無視せるものであるから、動もすれば地主の土地賣り逃げを助長する一種の地主保護策なりとさへ評されたからである。

土地問題の解決上、自作農創設主義によるべきか、小作立法によるべきかは、大正末期より昭和の初期にかけて盛に論争されたる問題である。私は斯かる言ひ古るされたる問題を茲で重ねて取扱ふことを欲しないが、併しこの問題に觸れることを要しないほど、我國の土地政策に關して

含む。

8) K. Thalheim, Agrarpolitik, 1934, S. 19.

9) 農林省、本邦農業要覽による。

は當時から一向に有效なりと見られる程の實行がなされてゐない。私には小作立法が制定されたからと言つて、それのみで土地問題が完全に解決されるものとは考へられない。勿論、大規模の自作農創設事業には小作法の制定を先行せしむることが絶對的に必要であると考へるが、やはり窮極に於ては、土地問題の解決策としては自作農制の優越を信するものである。農民、否、一般人間の利己心、農民の土地愛着心よりして、私は自作農の優越を信する。勿論、こゝ數年來の小作爭議の頻發に伴ひ、農民の土地愛着心が幾分冷却せることは事實であるが、小作法の制定によつて耕作權が確立される場合には、再び土地への愛着心を強むるものではなからうか。たゞ問題は一に自作農創設の方法と手段とにかゝつてゐる。我國の土地問題の解決上、自作農制か小作主義かの問題は、假令言ひ古るされたる問題であるにしても、その後に於ける我國の政治經濟の客觀的情勢の推移に照し、今一度更に一層深く検討し直す必要があるのではなからうか。

第四に土地問題の解決策として、産業組合による土地利用組合や申合組合たる耕地管理組合等の普及が提唱されてゐる。此等の組合に於ては、組合は單に地主から土地を集團的に借りうけ、組合はその土地を更に組合員に貸付けて、組合員がそれを個人經營として利用する場合と、組合員が共同經營を行ふ場合とが考へられる。私は此等の組合を發達せしむるためには、少くとも小作法によつて耕作權を確保することが必要であると考へる。若し論者にして小作立法を伴はずして、産業組合又は申合組合によりてのみ土地問題を解決し得ると主張するものがあるならば、そ

れは組合の力を餘りに過信せるものであり、またそれは農民の自力更生策に過大の役割を擔はしめる結果に終るであらう。併し此等の點に就いては他日更に詳論したい。

三

以上論述したるが如く、我國の土地問題の解決は將來に於ては自作農創設を目標として企圖さるべきであらう。併し乍らその前提として、先づ小作法を制定することが是非必要である。農業恐慌前の昭和三年とその後に於ける自作農戸數、自作田、自作畑の推移を示すと、下表の如き減退を示してゐることは、農業政策上決して喜ばしき現象ではない。

私は以下少しく我國に於て行はれつゝある自作農創設維持事業の成績を検討しつゝ、將來行ふべき自作農創設事業に就いて少しく論ずるであらう。

自作農創設維持は大正九年以來勸業銀行や農工銀行等の資金貸付によりて行はれたが、融通金額の僅少、利子の高率、借入手續の煩雜等の爲に殆ど見るべきものがなかつた。大正十一年より簡易生命保險積立金が此の目的のため貸付られることとなつてから、自作農創設維持は漸くその緒につき、府縣、町村、産業組合、農會、就中、主として府縣によりて施設されるに至つた。即ち大正十一年より十四年迄に事業費と

第一表 最近に於ける自作農戸數、

自作田畑の變遷¹⁰⁾

年次	自作農戸數		自作田		自作畑	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數
昭和3	1,748,071	100.0	1,542,252	100.0	1,755,174	100.0
4	1,737,438	99.4	1,480,387	96.0	1,604,534	91.4
5	1,742,993	99.7	1,483,879	96.2	1,607,818	91.6
6	1,756,399	100.5	1,497,070	97.1	1,649,661	94.0
7	1,754,537	100.4	1,502,829	97.4	1,661,225	94.6
8	1,745,847	99.8	1,508,835	97.8	1,676,847	95.5
9	1,740,219	99.5	1,505,964	97.6	1,693,053	96.5

10) 第十一次農林省統計表による。

して、簡易生命保險積立金より千三百三十萬圓が融通され、その他産業組合資金、勸業銀行及び農工銀行貸付金、兩銀行に於ける府縣持株の配當金、預金部低利資金、府縣産業資金等々を合して、合計約千七百餘萬圓が融通された。而して貸付金額は通例一人當り五六百圓で、主として十五ヶ年乃至二十ヶ年の年賦償還の方法がとられた。

次いで小作制度調査會の答申に基き、大正十五年五月二十一日に農林省令第十號を以て自作農維持創設補助規則を公布し、從來各府縣又は其の他の團體が獨立的に行つて來た自作農創設事業に對して農林省が補助金を交付することとし、全國劃一的に之を統一することとなつた。¹¹⁾

この農林省の自作農創設維持補助施設は大正十五年から二十五ヶ年を一期とする計畫であつて(一)簡易生命保險積立金、(二)償還方法、貸付利率其の他貸付條件が右の積立金に類似する資金にして農林大臣の適當と認むるものを、長期償還の方法で各道府縣に融通して、道府縣をして自作農地の創設維持を圖らしむるものである。而してこの資金を道府縣より借入れて、土地を購入し、又は維持せんとする者の負擔を輕減するため、簡易生命保險積立金又は之に類似する資金の利息四分八厘のうち、政府が一分三厘を補給し、三分五厘の低利を以て貸付ける。この施設に於て二十五ヶ年間に融通される資金は、第一年度七百萬圓、第二年度千三百五十萬圓、第三年度及び第四年度各千五百萬圓、第五年度千八百萬圓、第六年度以後は毎年二千萬圓づつ、合計四億六千八百五十萬圓となり、之に對し農林省は一億二百九十餘萬圓を補助することとなつてゐる。自作地として購入される田畑の平均價格を一反四百圓とすれば、右の資金によつて約十一萬七千町歩、即ち我國の總小作地の約二十三分の一が自作農地となる筈である。而して此の自作農創設事業は國

11) 深村康氏、農業土地政策論、一四二頁。
農務局、農務時報、第一號、三〇頁。

家自から之を行はず、府縣その他の機關をして行はしむるものであるから、所謂間接創定主義によるものであり、また自作農創設に關しては地主の土地賣却を何等強制せざる所謂自由創定主義に立つものである。されば現行の自作農創設維持事業は、その規模も至つて小さく、その方法も極めて微温的である。

かゝる自作農創設維持施設は極めて小規模であり、土地問題殊に小作問題の解決策としては、農村をして百年河清を待つのも嘆を發せしむる状況であつたから、政府は更に一層この事業に力を入れ、もつと大規模なる、國家的のものと爲さんとして、新に計畫を立て、昭和二年九月自作農地法案として之を公表した。¹³⁾ この計畫によれば、新に農地金庫と云ふ法人を設立して自作農創設維持の助成に關する業務を行はしめる。金庫は自作農地の買主に代つて其の發行する債券を地主に交付し、買主からは年賦金を取立つるものである。而して此の計畫は三十五ヶ年を第一期計畫とし、毎年八千萬圓を限度として農地債券を發行し毎年一萬八千町歩、三十五ヶ年間に總計六十三萬町歩の自作農地を創設する。之に從來の計畫によつて二十五ヶ年間に創設される自作農地面積十二萬町歩を加へ合計七十萬町歩、即ち現在の小作地面積二百八十五萬町歩の約三割を自作農地となさんとするものである。

けれども此の計畫に於ては、(一)農地の購入價格の決定方法に關して充分有效なる規定が設けられて居らず、(二)農地の強制的購入に關する規定が無く、(三)また創設されたる自作農を維持する家産法の如き制度をも伴はず、(四)且つ小作法との有機的關係をも無視せるものであつたから、各方面から批難され、地主をして持て餘せる土地を賣遁ぐる途を得せしめる、地主救済策のからくりであるとも言はれ、結局實現されるには至らなかつた。¹⁴⁾

四

されば今日の處、自作農創設維持事業は、大正十五年の自作農維持創設補助規則によつて、小規模に行はれてゐるに過ぎない。然らば其の事業成績は如何であるか。また之を大規模に行ふ場

12) 府縣をして行はしむるが、特別の事情ある場合には市町村又は産業組合に於て行ふことを認められてゐる。

13) 農務局、農務時報第一號(昭和三年十月)。農業經濟研究、第三卷第四號、參照。

14) 河田嗣郎氏、自作農地の創設及維持(經濟論叢第二十六卷第一號)參照。那須皓氏、小作立法に先立てる自作農地法案(農政論考)參照。

合には如何なる諸點を考慮すべきであらうか。

先づ昭和元年度より八年度までに、この施設に貸付されたる金額、並に之によつて創設又は維持されたる自作田畑面積を示すに、次表の如くなつてゐる。

第二表 自作農創設維持貸付金及び創設維持面積¹⁵⁾

年 度	貸 付 金 額		
	創 設	維 持	計
昭和 1	千円 8,407	千円 165	千円 8,560
2	9,912	188	10,100
3	14,189	291	14,480
4	14,821	179	15,000
5	15,910	290	16,200
6	13,144	2,497	15,641
7	12,516	4,093	16,609
8	12,198	2,095	14,292
合 計	101,097	9,786	110,882

年 度	創 設 面 積				維持田 畑面積
	田	畑	其 他	計	
昭和 1	反 20,161	反 9,909	反 3,736	反 33,806	反 623
2	23,585	18,008	735	42,328	645
3	32,755	26,752	637	60,194	928
4	33,715	32,346	710	66,771	597
5	39,679	37,703	657	78,039	1,050
6	37,159	38,260	1,071	76,490	18,248
7	36,396	40,747	1,909	79,053	28,515
8	36,423	39,357	2,299	78,079	11,045
合計	259,873	245,082	11,814	514,769	61,651

待つとの嘆なきを得ない。この外に六千二百町歩の自作田畑を維持してゐる。

然らば此の自作農創設維持事業によつて創設維持された農家は幾戸に上るか、創設維持された農地面積は如何なる規模のものであるか、また平均一戸當の創設維持面積及び平均貸付金額は

即ち過去八年間に貸付されたる金額は約一億一千万圓、之によつて創設されたる自作田畑面積は五萬一千五百町歩であり現在の總小作田畑面積二百八十萬町歩の一・八%に過ぎない。されば自作農による土地問題解決策としては寔に百年河清を

15) 農林省農務局、昭和八年度自作農創設維持事業成績(昭和十年七月)による本表の創設維持面積中の其他とあるは、購入當時は田畑にあらざるも、開闢して自作田畑となし得る見込確實なるものにして、且又その目的を以て購入したる原野山林等を主とす。この外に宅地のみの創設維持面積は八ヶ年間に百九十町歩に上るが、之に就ては本論文に於て論じない。

第三表 創設維持人員及び一人當創設維持狀況¹⁶⁾

年 度		一反以下	五反以下	一町五反以下	一町五反以上	計	一人當創設は持積	一人當創設は維持額	一人當平均貸付金額
		人	人	人	人		反	円	円
創 設	昭和 1	2,291	6,941	936	145	10,313	3.3	927	815
	2	1,798	8,366	1,197	276	11,637	3.6	929	851
	3	2,373	11,335	1,666	422	15,796	3.8	950	897
	4	2,443	11,391	2,046	501	16,381	4.1	949	904
	5	2,312	12,358	2,643	522	17,835	4.4	930	890
	6	1,951	10,886	2,940	543	16,320	4.7	835	804
	7	1,924	10,494	2,828	609	15,855	5.0	816	789
	8	1,682	10,360	2,825	587	15,463	5.0	810	788
	合 計	16,774	82,140	17,081	3,605	119,600	4.3	890	844
(百分比)	(14.0%)	(68.7%)	(14.3%)	(3.0%)	(100.0%)				
維 持	昭和 1	42	163	33	—	238	2.6	734	644
	2	34	201	24	—	259	2.5	766	725
	3	49	275	39	—	363	2.6	854	803
	4	11	176	30	—	217	2.8	873	824
	5	39	259	48	2	348	3.0	871	832
	6	535	2,609	418	140	3,702	4.9	712	674
	7	1,425	5,268	623	276	7,592	3.8	583	539
	8	421	2,304	431	42	3,198	3.5	687	655
	合 計	2,556	11,255	1,646	460	15,917	3.3	655	615
(百分比)	(16.1%)	(70.7%)	(10.3%)	(2.6%)	(100.0%)				
總 計	19,330	93,395	18,727	4,065	135,517				
(百分比)	(14.3%)	(68.9%)	(13.8%)	(3.0%)	(100.0%)				

幾何であるかを左に示さう。

現下の土地問題と自作農創設事業

第四十三卷

三四

第一號

三四

即ち自作農地の創設者總計十萬九千六百人中、一反以下の農地を購入したる者は總數の一四%、一反以上五反以下のものは六八%、五反以上一町五反以下のものは一四%、一町五反以上のものは三%を占めてゐる。自作農地の維持

16) 農林省農務局、昭和八年度自作農創設維持事業成績(昭和十年七月)による。

未滿の農地を耕す過小農を一町内外を耕す小農に引上ぐるといふことを行はず、従て過小農問題は解決されない。また斯かる問題を同時に解決せんとすれば、耕地の再分配をも伴はなければならぬ。されば農村人口に比して耕地の不足する我國に於ては、大規模なる自作農創設、又は土地國有を斷行するにしても、そのみによつて土地問題は完全に解決されない。過小農問題の解決には農村工業化、商工業及び貿易の發達による都市人口の吸引力増大、移民の獎勵等を行ふは言ふに及ばず、更に進んで世界資源の國際的再分配の問題にまで想到すべきではあるまいか。

右の自作農創設維持事業の實績は如何であるか。當局の云ふ處によれば、之が農家に及ぼせる影響としては、自作農創設又は維持農家に於ては、「従前に比して土地愛護の精神は格段に高揚して、自給肥料の増給、周到なる土地手入等、寸暇を惜みて地力の維持培養に努め、農事の改良に精勵する結果、生産高の増加を見るに至れるもの少なからず、且又之を機會として副業の増殖に努むるものも多く、兩々相俟て家計の向上に資しつゝあり」とされ、本施設の農村社會に及したる影響としては、「永年に亘りて執拗に小作爭議を繰り返しつゝありし地方に於て、本施設實施の結果紛争の根源を免除したるのみならず、農村の健實なる氣風を作興して部落の融和、農村自治の圓滿なる發展の實を擧ぐる等、其の面目を一新するに至れる事例に乏しからず」としてゐる。¹⁹⁾我々も自作農創設者が之によつて従前に比して土地愛護心を高め、土地生産力の發展を圖り得る基礎地盤を與へられたることは之が認むべきであらう。而して農林省は自作農創設維持者

19) 農林省、前掲書、八乃至九頁。

の長期に亘る借入資金の償還を容易ならしむるため、經濟事情の變動、凶作その他各種の災害に處して遺憾なきを期するため、自作農組合を組織することを奨勵し、之に依て資金の償還確保、相互共濟其の他農事改良を圖らしめてゐる。昭和九年十月現在に於て、この組合數は一、五五七、組合員數は五六、四八八人に達してゐる。

然るに昭和五年の農業恐慌以來、米價は創設維持當時に比して、殆んど半額又はそれ以下に暴落せる結果、年賦償還金の延納者が可なり多くなり、各地に政府の施設に對する怨嗟の聲を聞くに至つた。²⁰⁾ 不作又は火災等の不時出費による延納者は昭和元年乃至三年度に既に三五五人、その金額は三七、五一九圓に達した。²¹⁾ その後に於ける延納者及び滞納者に關しては、發表される處がないが、昭和五年以降は更に増加したことであらう。我國に於ては「最も有力に農業を動かし得る政府が自己の創意に基く農業界の動的變化の經濟的結果に、よかれあしかれ、直接の危険負擔を持たない²²⁾」ものであると云はれてゐるが、償還金の延納者が續出するに及んでは、政府も之を捨て置くことを得ず、昭和五年度及び六年度(一小部分)に於て一ケ年間、更に昭和七年度に於て同年度より昭和九年度迄の三ケ年間の各中間据置を認め、中間据置期間中は償還未済元金に對する利息のみを支拂はしめ、償還年限をそれだけ延長し、不況時に於ける借受人の負擔を輕減する方策をとらざるを得ざるに至つた。また事實、自作農組合にしても「昭和七年度より中間据置設置せられたるを以て漸く危急を免るゝを得たり²³⁾」となすものが、少なくともからうと考へられる。^(註二)

20) 日本農業研究會編、日本農業年報、第五輯一六二頁。

21) この償還金の延納額は規定の償還日より遅れて納付せるものにして、滞納額ではない。農林省、昭和四年度自作農創設維持成績、三八頁。

22) 東畑精一氏、日本農業の展開過程、六九頁。

23) 農林省農務局、自作農創設維持事例(其の一)昭和十年三月、二一四頁。

きは、農地に對する需要の増加を來し地價は騰貴することを免れない。

されば第四の方策として、先づ小作法を制定して、現在の小作料を公正化して、間接に地價を公正化して、然る後に自作農創設を行ふべきである。この小作法によれば、地價の騰貴をも防止し得るし、また之によつて現在の土地の價格中、土地所有權と耕作權とに分屬するものゝ査定を明にして、土地所有權の買取又は耕作權の賠償を明確にすることを得、更に小作法により小作期間中小作人の加へたる土地改良その他の有益費に對する賠償額をも明確にすることが出来る。

第五に今日の自作農創設事業の如く土地の賣却を地主に強制せない自由創設主義に於ては、地主が土地の提供を爲すを拒む場合には、折角大規模の創設事業を計畫しても、それは實現されないこととなる。されば將來に於て何等かの手段を以て地主の土地賣却を強制し得るが如き規定を設けなければならぬ。²⁵⁾ また此の自作農創設維持事業は國家自ら之を行ひ、小作人の農地購入を容易ならしむるため國營の農地金庫を設けなければならない。

(註二) 現在我國の不耕地主數は約九十八萬七千戸に及ぶが、この中には四五町の土地を所有する中小地主が少くなくからう。彼等にして自作農創設に際し、不耕地主より自作農にならんと欲し、土地の返還を要求すれば之を如何に處置すべきであるか。現在の中小地主の窮乏より考へ、自作農として生活し得るに足る一町數反の土地だけは之を手許に残して置きたいと希望するものも相當あらう。國家としては此の要求まで斥けることは恐らく出来ないであらう。併し之によつて現在の小作人の幾分は現在の耕作地面積を若干縮小されざるを得ないこととなる。この點に就いても將來に對し充分なる對策を講じ置くべきである。

25) 那須皓氏、農政論考、二八七。

26) 永井彰一氏、農業政策論、四〇〇頁。

反の自作地が地租を免除されることゝなつた。併し將來大規模なる自作農創設事業が實行される場合には、それに伴ひ現在の不耕地主は漸次少數となるから、彼等が負擔して來た地方税の幾割かが新舊の自作農によつて負擔されることゝなる。されば彼等自作農の地方税負擔を輕減し、その生活安定を圖る意味に於ても、今日問題となつてゐる地方財政調整交付金制度を擴大し、之を恒久化する必要がある。また家産法の施行により自作農は土地信用能力を縮小されることゝなるから、之を補ふため信用組合の普及によつて、彼等の要する經營資金を充分に供給し、農業生産力の増大を圖ることが必要となる。更に現存する農民の負債を整理して、その金利負擔を輕減することも同時に必要となる。

昭和元年度より八年度に至る迄に創設又は維持されたる自作田畑五萬七千町歩のうち、二六八・四町歩(即ち全體の〇・四七%)が轉業、家計不如意、家政整理、疾病等により、資金借受後、その土地を讓渡してゐる。²⁹⁾されば今後の大規模なる自作農創設事業に於ては、上述せる自作農維持の諸方策によつて、一旦創設された自作農を永續せしめるやう努力しなければならない。

五

以上に亘り現下の土地問題と之が解決の必要とより説き起し、現在我國で實行されつゝある自作農創設維持事業の梗概と其の成績とを明にし、將來大規模の自作農創設維持事業が斷行される場合に於て採らるべき諸方策に就て論じた。私は自作農創設には小作法の制定が先行さるべきも

る方向に各國の立法は何れも進んでゐる。Vgl. Fritz Neumark, Neue Ideologien der Wirtschaftspolitik, 1936, S. 19 ff.

29) 農林省農務局、昭和八年度自作農創設維持事業成績、四一頁。

のであると信ずるものであるが、併し小作法の制定のみを以て土地問題が完全に解決されるものとは考へ得ない。人々は斯かる大規模なる自作農創設はその實現は不可能であると言ふかも知れぬ。併し今日は米穀統制法や米穀自治管理法によつて、從來に比して米價は餘程安定された。農家負債整理は小規模乍ら既に實行されて居り、地方財政調整交付金制は臨時町村財政補給金の名によつて實現されることとなつた。此等の兩者は近き將來に於て更に大規模に行はれ、且つ恒久化される見込が充分にある。また小作法案や農業保險法案も來るべき議會に提出される形勢が愈々濃厚となつた。然りとすれば、大規模なる自作農創設事業を實行する前提條件が、漸次着々備りつゝあるではないか。

けれども土地問題の根本的解決に際しては、論者或は自作農創設事業を不可とし、小作立法の一本槍で突進するであらう。論者或は土地國有の斷行を主張するであらう。私は小作法を前提とする自作農創設事業を可とするものであるが、併し此等の根本問題に對しては、我國の實狀に即し、且つ我國の、否、世界の政治經濟の客觀的情勢に照して、充分に吟味検討さるべきであらう。